



目 次

告 示		ページ
平成21年から平成23年までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等	(管財課)	1
字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課)	2
救急病院の認定	(医療業務課)	2
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課)	2
大規模小売店舗に関する変更の届出	(経営支援課)	3
土地収用法による収用又は使用の手續の開始	(用地対策課)	4
道路の区域変更(4件)	(道路課)	4
道路の供用開始(2件)	(")	5
公 告		
土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課)	5
市町村営土地改良事業の施行の同意	(")	5
県営土地改良事業の工事の完了	(")	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
監査公表		
高知県職員措置請求についての監査の執行結果		6

告 示

高知県告示第536号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に県が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理(以下「清掃等」という。)の業務の契約に係る指名競争入札(以下「指名競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

第1 指名競争入札に参加する者に必要な資格
指名競争入札に参加することができる者(以下「有資格者」

という。)は、県内に事務所又は営業所を有し、かつ、審査基準日(資格審査の申請の日の属する月の前月の初日とする。以下同じ。)の前日において1年以上の建築物又はその附属施設(以下「建築物等」という。)の清掃等の業務(警備業務のうち、県が委託する駐車場整理業務にあっては、建築物等以外の警備業務を含む。以下同じ。)の営業実績を有する者で、1に定める資格審査事項により審査し、指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。ただし、審査基準日において、2の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加する資格の審査を受けることができない。

- 1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の各事業年度における建築物等の清掃等の業務の受託実績により算出した年間平均受託実績
 - (2) 審査基準日の前日における営業年数
 - (3) 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額(法人にあつては純資産の額を、個人にあつては次年繰越しの純資本金の額をいう。)
 - (4) 審査基準日の前日における清掃等の業務に従事する従業員数
 - (5) 清掃業務にあっては、審査基準日の前日におけるビルクリーニング技能士、ビルクリーニング技能審査合格者及び建築物環境衛生管理技術者免状を有する者である従業員数
 - (6) 審査基準日の直近決算における経営比率
 - ア 流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの)
 - イ 自己資本比率(自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したもの)
 - ウ 売上高経常利益率(経常利益の額を売上高の額で除して得た数値を百分比で表したもの)
- 2 次のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
 - (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者若しくはその役員が暴力団員である者又は同条第2号に規定する暴力

団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員に対して資金を供給し、若しくは便宜を付与する等暴力団と関係があると認められる者

- (6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
- (7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしておらず、かつ、今後個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

第2 資格審査の申請の時期、方法等

- 1 指名競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を平成20年9月16日(火)から同年10月17日(金)までの間に知事に提出しなければならない。

なお、その後も随時の受付を行うが、平成21年1月1日からの参加資格の取得を希望する場合は、平成20年9月16日から同年10月17日までの間に申請すること。
- 2 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。
 - (1) 登記事項証明書(個人にあつては、営業を行っていることを確認することができる書類及び市町村長が発行した身分証明書並びに申立書(知事が別に定める様式による。))
 - (2) 営業経歴書(知事が別に定める様式による。)
 - (3) 受託業務実績調査(知事が別に定める様式による。)
 - (4) 従業員名簿(知事が別に定める様式による。)
 - (5) 納税証明書(審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書)
 - (6) 財務諸表(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年分のもの)
 - (7) 源泉所得税の徴収状況調べ(合計分)の写し(審査基準日の前年分のもの)
 - (8) 印鑑証明書
 - (9) 清掃業務の資格審査を受けようとする者にあつては、

ビルクリーニング技能士、ビルクリーニング技能審査合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を証する書面及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録を受けているときは、そのことを証する書面の写し

(10) 警備又は駐車場整理の業務の資格審査を受けようとする者については、警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第2項の認定証の写し

(11) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）

(12) 暴力団等との不関与についての申立書（知事が別に定める様式による。）

(13) (1)から(12)までに掲げる書類のほか、知事が特に必要があると認める書類

第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格決定通知書により当該申請者に通知する。

第4 資格審査申請書及び添付書類の記載事項の変更届

資格審査申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 本社又は本店の所在地
- 3 営業所等の名称又は所在地
- 4 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

第5 資格の有効期間

指名競争入札の参加資格の有効期間は、資格審査の結果、指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日から平成23年12月31日までとする。

第6 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。
- 2 資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第7 指名停止等

知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、指名停止又は指名不選定とすることがある。

高知県告示第537号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、佐川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届

出があった。
平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
中組	タクミ田	1299の1、1299の2、 1301の1、1302の1、 1303の1、1304の1、 1305の1、1306の1	中組	カワクボ
	タカヒ	1311の1		

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び町有地の全部を含むものとする。

高知県告示第538号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
J A 高知病院	南国市明見字中野 526番1	平20・6・3	平23・6・2

高知県告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年4月16日	社会福祉法人土佐平成福祉会 高岡郡日高村本村字土橋5-5	ヘルパーステーション能津 高岡郡日高村本村字流神2-2 介護予防訪問介護

平成20年5月1日	株式会社四国調剤 高知市大膳町40番地	四国調剤薬局くれた店 南国市久礼田101-13 居宅療養管理指導
"	社会福祉法人南国市社会福祉協議会 南国市日吉町二丁目3番28号	指定訪問介護事業所南国市社会福祉協議会 南国市日吉町二丁目3番28号 訪問介護 介護予防訪問介護
"	社会福祉法人南国市社会福祉協議会 南国市日吉町二丁目3番28号	指定居宅介護支援事業所南国市社会福祉協議会 南国市日吉町二丁目3番28号 居宅介護支援
"	有限会社青い鳥 南国市篠原707番地	ケアヴィレッジ青い鳥 南国市篠原706番地 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
"	医療法人五月会 須崎市緑町4番30	介護老人保健施設暖流 須崎市緑町4番30 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
"	株式会社のぞみ 四万十市国見802番地	訪問看護ステーションのぞみ 四万十市国見802番地 訪問看護 介護予防訪問看護
"	株式会社のぞみ 四万十市国見802番地	居宅介護支援事業所のぞみ 四万十市国見802番地 居宅介護支援
"	医療法人岡本会 吾川郡いの町鹿敷162番地	居宅介護支援事業所高岩吾川郡いの町小川西津賀才126番地 居宅介護支援

〃	佐川町 高岡郡佐川町甲1650 番地2	居宅介護支援事業所こう ほく 高岡郡佐川町甲1687番地 居宅介護支援
平成20年6 月1日	社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160番 地1	ケアプランセンターキセ キレイ 安芸市川北甲3731番地 居宅介護支援
〃	有限会社アプローズ 高知市口細山206番 地154	エール薬局おこう店 南国市岡豊町小蓮406 - 2 居宅療養管理指導
〃	有限会社木下薬局 宿毛市幸町4 - 36	有限会社木下薬局 宿毛市幸町4 - 36 居宅療養管理指導
〃	有限会社きらら舎 高岡郡佐川町乙1777 番地	デイサービスきららの里 高岡郡佐川町乙1766 - 3 通所介護 介護予防通所介護
平成20年7 月1日	有限会社あい薬局 香美市土佐山田町百 石町一丁目9 - 6	あい薬局びらふ 香美市香北町美良布1534 - 3 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
〃	有限会社ベル企画 高知市大川筋一丁目 1 - 22	ベル薬局山田店 香美市土佐山田町旭町五 丁目3 - 11 居宅療養管理指導

高知県告示第540号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい
う。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項
において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す
る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小
売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事
項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働

部経営支援課に提出することができる。
平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社マイカル 代表取締役 松井 博史
- (2) 届出者の住所
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
高知ショッピングデパート
高知市旭町三丁目94番地
- (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名
(変更前)株式会社マイカル
代表取締役 川本 敏雄
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
(変更後)株式会社マイカル
代表取締役 松井 博史
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マイカル	川本 敏雄	大阪府大阪市中央区久 太郎町三丁目1番30号
株式会社三貴	木村 和臣	東京都豊島区東池袋三 丁目4番3号
有限会社中納言	安藤 禎彦	高知市本町二丁目1番 16号
株式会社青柳	和田 均	高知市与力町2番2号
株式会社いちとにぶん のいち	一宮 博史	南国市廿枝1156番地
株式会社垂俣亜	酒匂 佐太 郎	高知市中万々174番地 23
丸忠株式会社	武田 忠宏	高知市旭町三丁目94番 地
株式会社キタムラ	北村 正志	高知市本町四丁目1番

		16号
株式会社かもめ	中村 信輔	高知市旭町三丁目57番 地1
中根 義勝	中根 義勝	香美郡野市町東野175 - 4

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マイカル	松井 博史	大阪府大阪市中央区久 太郎町三丁目1番30号
有限会社中納言	安藤 裕治	高知市本町二丁目1番 16号
株式会社いちとにぶん のいち	一宮 博史	南国市廿枝1156番地
株式会社垂俣亜	酒匂 佐太 郎	高知市中万々174番地 23
丸忠株式会社	武田 忠宏	高知市旭町三丁目94番 地
株式会社キタムラ	北村 正志	高知市本町四丁目1番 16号
株式会社かもめ	中村 信輔	高知市旭町三丁目57番 地1
株式会社ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町 走熊字七本松27番1号
株式会社カワシマ・ゴ ールド	横田 光夫	静岡県浜松市西丘町 276 - 5

(5) 変更年月日

平成20年5月30日

(6) 変更する理由

ア 設置者の代表者の氏名の変更のため

イ 小売業者の代表者の氏名及びテナントの変更のため

2 届出年月日

平成20年8月1日
 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課
 4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容
 高知県告示第541号
 土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。
 平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山内地内まで)
- 3 手続が開始される土地
 (1) 収用の手続が開始される土地
 高知市春野町西畑字溝割、字十代割、字タナベ、字行弘割、字外川原割及び字高川原割地内
 (2) 使用の手続が開始される土地
 高知市春野町西畑字溝割、字十代割、字行弘割、字外川原割及び字高川原割地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
高知市役所

高知県告示第542号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年8月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町木屋ケ内字上ミ大川平			

623番6から 高岡郡四万十町大正 大奈路字川平山995 番1まで	前	4.2 }	1,965
		63.4	
高岡郡四万十町木屋ケ内字上ミ大川平 622番2から 高岡郡四万十町木屋ケ内字下モ平山654 番2まで	A	4.2 }	1,701
		29.2	
高岡郡四万十町木屋ケ内字上ミ大川平 623番6から 高岡郡四万十町大正 大奈路字川平山995 番1まで	B	11.0 }	814
		63.4	

高知県告示第543号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年8月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町用居字宮ノ沖丙793番1から 吾川郡仁淀川町用居字スズガウ子丙789番2まで	前	4.5 }	53
		5.5	
	後	5.3 }	53
		25.5	

高知県告示第544号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年8月26日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町桐見川字シンバヤシ5348番1から 高岡郡越知町桐見川字ハエノサコ5339番2まで	前	4.0 }	65
		5.5	
高岡郡越知町桐見川字シンバヤシ5348番1から 高岡郡越知町桐見川字ハエノサコ2798番1まで	後	8.8 }	65
		18.8	
高岡郡越知町桐見川字シンバヤシ5370番4から 高岡郡越知町桐見川字シンバヤシ5373番1まで	前	3.0 }	35
		11.5	
高岡郡越知町桐見川字シンバヤシ5370番1から 高岡郡越知町桐見川字シンバヤシ5373番1まで	後	7.5 }	35
		13.4	

高知県告示第545号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年8月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町桐見川 字八エノサコ5332番 3から	前	3.8	97
		5.5	
高岡郡越知町桐見川 字梅ノ木ガナ口5156 番2まで	後	10.5	97
		18.8	

高知県告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年8月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町用居字宮ノ 沖丙793番1から 吾川郡仁淀川町用居字スズ ガウ子丙789番2まで	53	平成20年8月26日

高知県告示第547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年8月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町桐見川字シン バヤシ5348番1から 高岡郡越知町桐見川字ハエ ノサコ2798番1まで	65	平成20年8月26日
高岡郡越知町桐見川字シン バヤシ5370番1から 高岡郡越知町桐見川字シン バヤシ5373番1まで	35	平成20年8月26日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、室戸市西山台地土地改良区の定款の変更を平成20年8月14日に認可した。

平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、香南市の行う土地改良事業(下分地区土地改良事業(用排水路))の施行について平成20年8月12日に同意した。

平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。
平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1(1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業(用排水路)
- (2) 地区名
八流地区
- (3) 工事完了年月日
平成19年6月8日
- 2(1) 土地改良事業の名称
ため池等整備事業(用水施設)
- (2) 地区名
松葉谷池地区

- (3) 工事完了年月日
平成19年9月10日
- 3(1) 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業(農道)
- (2) 地区名
土佐地区
- (3) 工事完了年月日
平成20年1月24日
- 4(1) 土地改良事業の名称
基幹水利施設補修事業(用水施設)
- (2) 地区名
新居地区
- (3) 工事完了年月日
平成20年3月31日
- 5(1) 土地改良事業の名称
湛水防除事業(排水施設)
- (2) 地区名
山奈地区
- (3) 工事完了年月日
平成20年3月31日

~~~~~  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成20年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる<br>地域の名称             | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名              |
|--------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 平成20年7月28日<br>20高都計第248号 | 香美市土佐山田町山<br>田字赤シサイ1150番<br>ほか | 香美市土佐山田町<br>宝町一丁目2番1<br>号<br>香美市長 |

監 査 公 表

監査公表第12号

平成20年8月26日

高知県監査委員 樋口 秀洋  
 同 黒岩 直良  
 同 坂本 千代  
 同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成20年6月2日 宿毛市二神正三から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、平成20年7月31日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

（原文登載）

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

宿毛市 二神 正三

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書（以下「監査請求書」という。）による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

（1）措置内容

平成19年4月8日執行の県議会議員選挙（以下「県議選」という。）において土森正典、岡林真一及び横山浩一の3候補者と選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成契約を締結した印刷会社（以下「A社」という。）及び土森候補者に対して、県が損害賠償の請求措置を講ずるよう求める。

（2）請求の理由（要約）

ア A社は、平成19年県議選において、次の3候補者と各々ポスター作成契約を締結し、選挙終了後に当契約書に基づき同額の請求書を県に提出し、請求金額を受領している。

（単位：円）

| 候補者  | 作成枚数 | 契約単価  | 限度単価  | 契約金額    | 基準限度額   |
|------|------|-------|-------|---------|---------|
| 土森正典 | 650  | 1,050 | 1,437 | 682,500 | 936,924 |
| 岡林真一 | 400  | 1,718 | 1,718 | 687,200 | 859,000 |
| 横山浩一 | 400  | 1,718 | 1,718 | 687,200 | 859,000 |

注 金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）込みの額である。

イ 平成19年県議選に当たり、平成19年3月10日にA社と土森候補者が締結したポスター作成契約書には、明らかに不正がある。平成15年のポスター作成費は単価236円、契約金額15万3,563円であったにもかかわらず、平成19年のポスター作成費は単価1,050円、契約金額は68万2,500円である。一挙に約4.4倍も高騰する要因は皆無で、平成15年に比して52万8,937円も高い。

A社は、契約書と同額の請求書を県に提出し、平成19年5月31日に68万2,500円を振り込ませて不当に公金を詐取して県に損害を与えた。

土森候補者は、過去3回の県議選ごとに契約金額が乱高下しており、A社の行為を承諾しながら当該契約を締結した。

ウ 平成19年に岡林候補者は、初めて県議選に立候補した。A社は、同候補者がポスター作成契約に不知であることを目を付け、平成19年3月10日に契約を締結している。

岡林候補者に事実経過の有無と経緯を質したところ、「A社に任せっぱなしにしたところ印刷費が高いのではないかと思ひ交渉したが、結局安価にならなかった。」との証言を得ている。

同じ選挙区から立候補しA社以外でポスターを作成した候補者の場合、森候補者は単価315円で500枚作成し、契約金額15万7,500円である。また、西本候補者は単価420円で350枚作成し、契約金額14万7,000円である。2人の単価に岡林候補者の作成枚数400枚を乗じると、56万1,200円から51万9,200円もの差額が生じる。

A社は、契約書と同額の請求書を県に提出し、平成19年5月31日に68万7,200円を振り込ませて不当に公金を詐取し、県に損害を与えた。

さらに、A社の代表取締役（以下「B」という。）は、不正の事実を認めている。

エ A社は、平成19年県議選に初めて立候補した横山候補者と、平成19年3月6日にポスター作成契約を締結した。同候補者は永年にわたり土佐清水市議会議員を歴任しているが、同市は市議会議員選挙での選挙公営に関する条例を制定していないことから、選挙公営費に関する初めての経験と慮慮される。

Bは、平成20年3月5日に「平成11年県議選以外には水増しはしていないと思う。」と証言している。にもかかわらず、岡林候補者と同様に単価1,718円、作成枚数400枚、契約金額68万7,200円としているので、「水増しはしていない。」という証言は、信用するに値しない。

Bは、平成20年5月26日に電話で、「県に金を返せと言われても返す金がない。」、「横山候補者も岡林候補者も関係ない。悪いのは自分だけ。」、「こんな条例を作っている選管が悪い。」などと述べている。

このようにA社は、ポスター印刷作成1枚当たり1,718円を要しないことを自覚しながら、「貰えるお金は満額もらった方が得だ。」と関係条例を拡大解釈し、平成19年5月31日に68万7,200円を振り込ませて不当に公金を詐取し、県に損害を与えた。

（3）事実を証する書面

- ア 「選挙運動用ポスター作成契約書」の写し
- イ 「請求書（ポスターの作成）」の写し
- ウ 「請求内訳書（ポスターの作成）」の写し
- エ 「ポスター作成証明書」の写し

3 請求の要件審査

本件請求は、平成20年6月2日に受付し、要件審査の結果、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

（1）損害賠償請求権について

ア 法第237条第1項では、「この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されている。

イ 昭和57年7月13日最高裁判決では、「地方公共団体の有する損害賠償請求権は、法237条1項及び240条1項にいう地方公共団体の財産ないし債権に当たるものとみるべきである」とされている。

ウ 以上のことから、損害賠償請求権を行使しないことが違法・不当である場合は、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当する。

## (2) 監査請求期限

ア 住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないが、本件請求の受付は、平成20年6月2日であり、県がA社に公金を支出した平成19年5月31日から1年を経過している。

イ しかし、損害賠償請求権の行使を怠っている場合には、怠る事実が生ずる限り請求期間の制限を受けないとされている(昭和53年6月23日最高裁判決)。

ウ ただし、損害賠償請求権であっても、特定の財務会計行為が違法であるとし、当該行為の違法、無効であることに基いて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実として主張している場合には、請求権の発生原因である当該行為のあった日又は終わった日を基準にして期間制限の適用の有無を考えるべきであるとされている(昭和62年2月20日最高裁判決)。

エ 一方、「特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、これをしなければならない関係にあった上記第二小法廷判決(注:昭和62年2月20日判決)の場合と異なり、当該怠る事実を対象としてされた監査請求は、本件規定(注:法第242条第2項)の趣旨を没却するものとはいえず、これに本件規定を適用すべきものではない。」(平成14年7月2日最高裁判決)とされている。

オ 本件の場合、財務会計行為が違法・不当であるか否かの判断をしなければならない関係にはないので、監査請求期間の制限が及ばないと考えられる。

## 4 個別外部監査契約に基づく監査について

## (1) 請求人が個別外部監査を求める理由

ア 県議会議長に平成15年及び平成19年に行われた県議選の実事説明を求めたが、議長から「会派代表者会で議員個々の問題として自浄能力で対応するよう通告した。」という趣旨の連絡があり、県議会は疑惑説明の責任と義務を放棄した。

イ 県議会が事実関係の調査を行う責務を放棄した本件について、議会選出の委員(議員)が在職する監査委員に監査請求を行うことは道義的に整合性を欠き、外部監査人の監査が客観的にも妥当性があると考えられる。

## (2) 個別外部監査を相当としない理由

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体における監査機能の独立性と専門性を一層充実させるとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めることにある。

本件は、請求に理由があるかどうかの判断を行うに当たり、特に監査委員に代る外部の者による判断を必要とし、又は、特に専門的な知識、判断等を必要とする事案であるとは認められない。

したがって、個別外部監査を実施することが相当であるとは認められない。

## 第2 監査の実施

## 1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成20年6月18日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(2) 監査対象機関に対して、同日に陳述の機会を与えた。

## 2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述内容から、平成19年県議選のポスター作成費について、次の事項を監査対象とした。

- (1) A社が県に対して行った請求の内容に不正があり、県に損害を与えているか否か。
- (2) 損害を与えているならば、県が損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権の行使を

怠っていることが違法・不当であるか否か。

## 3 監査対象機関

県議選に係るポスター作成費の公費負担に関する事務を所管している政策企画部市町村振興課(以下「市町村振興課」という。)及び県選挙管理委員会(以下「選管」という。)を監査対象機関とした。

## 4 関係人調査

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係人調査を実施した。

なお、岡林候補者には、調査の同意が得られなかった。

| 調査日        | 関係人       |
|------------|-----------|
| 平成20年6月27日 | B         |
| 平成20年7月1日  | 土森正典、横山浩一 |

## 第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

## 1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

## (1) 公費負担制度

## ア 目的

公職選挙法(昭和25年法律第100号)では、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙の公費負担制度を採用している。

## イ 根拠法令等

公職選挙法第143条第15項では、都道府県の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの作成について、条例で定めるところにより無料とすることができることを規定している。

この規定に基づき、県では、「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例」(平成6年高知県条例第33号。以下「条例」という。)を制定し、第8条から第10条までにおいて、ポスター作成費の公費負担について定めている。

## ウ 公費負担金額

条例第8条及び第10条の規定により、候補者は、次の限度内においてポスターを無料で作成することができる。

公費負担の限度となる金額(以下「基準限度額」という。)、単価(以下「限度単価」という。)及び枚数(以下「限度枚数」という。)は、それぞれ次の算式で算定される。

(ア) 基準限度額 = 限度単価 × 限度枚数

(イ) 限度単価は、ポスター掲示場数(以下「掲示場数」という。)によって次のa又はbの算式で算定される(1円未満の端数は切り上げる。)

a 掲示場数が500以下の場合

$$301,875円 + 510円48銭 \times \text{掲示場数}$$

掲示場数

b 掲示場数が500を超える場合

301,875円 + 255,240円 + 26円73銭 × ( 掲示場数 - 500 )

掲示場数

(ウ) 限度枚数 = 掲示場数 × 2

エ 限度単価

限度単価について、監査対象機関は、次のとおり説明している。

(ア) 設定の根拠

条例は、国政選挙の基準を基にして制定し、基準が改正されればその都度改正している。選挙区に多少のずれはあるものの同じ地域で行われる選挙であるので、国の基準を適用することが、今考えられる方法の中では一番適当ではないかと認識している。

(イ) 選挙運動との関係

数多くある選挙運動の中でも、ポスターの掲示は、有権者に候補者の顔と名前等を覚えてもらうことができる極めて有効な手段の一つである。候補者によっては、写真の写り具合や文字の大きさ、色、配置等、さまざまな工夫をしている人もいと認識している。どこをどう工夫するかは、候補者の選挙運動に当たる部分である。選挙運動は、法令に基づきながら、候補者の裁量で自由に行われるものである。

(2) 事務手続

ポスター作成費の公費負担に関する事務手続は、条例及び高知県選挙事務執行規程(平成7年2月選挙管理委員会告示第11号)により定められている。手続の概要は、次のとおりである。

ア 候補者は、ポスターの作成を業とする者(以下「業者」という。)との間でポスター作成の有償契約を締結する。

イ 候補者は、有償契約を締結した後(立候補の届出前に当該契約を締結した場合においては、立候補の届出後)直ちに、当該契約に係る書面の写しを添付して、ポスターの作成契約届出書を選管に提出する。

ウ 候補者は、ポスター作成枚数確認申請書を選管に提出する。

エ 選管は、確認申請書に基づき、当該ポスターの作成枚数を確認し、ポスター作成枚数確認書を候補者に交付する。

オ 候補者は、ポスター作成証明書及び枚数確認書を業者に提出する。

カ 業者は、作成証明書及び枚数確認書を添付して請求書を県に提出する。

キ 県は、業者からの請求に基づき、ポスター作成費に係る公費負担額を当該業者に対し支払う。

(3) 平成19年県議選のポスター作成費

選管が発行した「選挙の記録」によれば、平成19年県議選におけるポスター作成費の状況は、別表のとおりである(比較のため平成15年の状況を付記する。)。また、監査対象機関から提出された書類によれば、A社と契約した3候補者に係るポスター作成費は、次のとおりである。

ア 公費負担の限度及び契約内容

| 候補者 | 選挙区 | 掲示場数 | 公費負担の限度 |         |          | 契約内容 |         |         |     |
|-----|-----|------|---------|---------|----------|------|---------|---------|-----|
|     |     |      | 限度枚数    | 限度単価(円) | 基準限度額(円) | 作成枚数 | 契約単価(円) | 契約金額(円) | 契約日 |

|    |       |     |     |       |         |     |       |         |          |
|----|-------|-----|-----|-------|---------|-----|-------|---------|----------|
| 土森 | 四万十市  | 326 | 652 | 1,437 | 936,924 | 650 | 1,050 | 682,500 | H19.3.10 |
| 岡林 | 土佐清水市 | 250 | 500 | 1,718 | 859,000 | 400 | 1,718 | 687,200 | H19.3.10 |
| 横山 |       |     |     |       |         | 400 | 1,718 | 687,200 | H19.3.6  |

イ 契約届出書等

(2)の契約届出書(契約書の写し添付)、請求書、確認書及び作成証明書に記載された枚数及び金額は、いずれもポスター作成契約書と一致している。また、支出命令書によれば、各請求金額の合計金額である205万6,900円が平成19年5月31日にA社に支払われている。

なお、契約書及び請求書には、ポスターの仕様又は撮影費、デザイン料、色校正費(本機校正(注))等の積算内訳を示す記載又は書面の添付はなされていない。

(注) 本機校正とは、実際の印刷と同じ機械を使って行う校正を意味する。

ウ 収支報告書

公職選挙法第189条第1項の規定により選管に提出された選挙運動費用収支報告書では、3候補者のポスター作成の契約先はいずれもA社と記載され、それぞれの金額もアの契約金額と一致している。

(4) 土森候補者のポスター作成費

ア 枚数、単価及び金額

「選挙の記録」によれば、平成7年から平成19年までの県議選での土森候補者のポスター作成費は、次のとおりである。

| 年   | 作成枚数 | 限度枚数 | 単価(円) |       | 金額(円)   |         |
|-----|------|------|-------|-------|---------|---------|
|     |      |      | 契約単価  | 限度単価  | 契約金額    | 基準限度額   |
| H7  | 500  | 650  | 400   | 1,328 | 200,000 | 863,200 |
| H11 | 650  | 650  | 1,450 | 1,431 | 942,500 | 930,150 |
| H15 | 650  | 650  | 236   | 1,440 | 153,563 | 936,000 |
| H19 | 650  | 652  | 1,050 | 1,437 | 682,500 | 936,924 |

イ 選挙ごとの単価の違い

契約単価及び契約金額は、アのとおり交互に増減しており、平成19年の契約単価及び契約金額は平成15年の約4.4倍になっている。

特に平成15年に契約単価が低かったことについて、Bは、「すべて平成11年のものを使わせてもらった。」「選挙までに演説会とかのも1,000枚作った。その1,000枚と650枚、文字が違うだけで同じ内容であったので、そのような単価になっている。会社としては、1,650枚の印刷という考え方である。」と説明している。

選管にはポスターの現物又は見本が提出されるが、平成11年のものは保管されていないため、平成15年のものと写真、デザイン等が同一であるかどうかを確認すること



はできなかった。

平成11年及び平成19年については、B及び土森候補者は、写真、デザイン等を新しいものにしたと説明している。また、土森候補者は、写真やデザインは「だいたい2回使う。」と述べている。

#### ウ 平成19年の契約単価

平成19年の契約単価について、B及び土森候補者は、最初は1,500円(消費税抜き)の単価で、97万5,000円(消費税抜き)の契約金額としていたが、減額変更した結果、Aに示す契約単価及び契約金額になったと説明している。この変更について、Bは、「これだけ(大きい金額は)払えないということで32万円余りの値引きでこういう決済になっている。」と説明している。

この契約変更に関して、土森候補者は、平成19年3月10日付けの「選挙運動用ポスター作成契約変更届出書」を選管へ提出したと説明している。

なお、この変更届出書は、不要なものとして返却されている。また、契約金額は、変更前の金額であったと説明している消費税込み102万3,750円となっている。

#### エ ポスター作成に関する利益

ポスター作成に関する利益について、Bは、「印刷物は色々あるので、他の印刷物と比べようがないが、会社としては適正な利益で(金額を)出している。」と述べている。

#### オ 候補者の説明

請求人は、平成19年の「ポスター作成契約書では明らかに不正」があり、このことを土森候補者も承知していたと述べている。

このことに対して、土森候補者は、「全くそういうことはしていないし、正当な商法による契約事項、取引であるというように確信をしている。」と述べている。また、「A社の社長と私が何かを目論んで悪いことをした、とそういうように言われている内容がここ(監査請求書)に書かれているが、候補者(私)とその社長は、ポスター作成あるいは契約等々において、話し合いをしたこともない。」と述べている。

#### (5) 岡林候補者のポスター作成費

ア 請求人は、岡林候補者と同じ土佐清水市選挙区から立候補しA社以外と契約した2人と岡林候補者とのポスター作成費を比較している。この2人を含む同選挙区の候補者4人の契約内容は次のとおりである。

| 候補者  | 作成枚数 | 契約単価(円) | 契約金額(円) |
|------|------|---------|---------|
| 岡林真一 | 400  | 1,718   | 687,200 |
| 横山浩一 | 400  | 1,718   | 687,200 |
| 森 祥一 | 500  | 315     | 157,500 |
| 西本勝一 | 350  | 420     | 147,000 |

イ 請求人は、岡林候補者が「印刷費が高いのではないか」と思い交渉したが、結局安値にならなかった。」と証言したと述べている。

このことについて、Bは、「かかった手間賃があるので、それは無理ですということで、納得してもらった。」と述べている。

#### (6) 横山候補者のポスター作成費

ア 契約金額の決定について、横山候補者は、A社の社員に来てもらい「最終的に私が契約した。その時点において、ポスターの単価等については、その社員から『他の皆さん方と同じような形で契約させてもらって構いませんか。』というような話であり、初めての選挙であったので、『よろしくお願いします。』ということと終わっている。」と述べている。

イ 契約単価が限度単価と同額であることについて、横山候補者は、「結果としてそういう形になっているが、私自身は業者との信頼関係によってポスターを作ったので、・・・その金額にふさわしいポスターを作っていたと自負している。」と述べている。

ウ 版下の作り直し、色校正等の回数について、横山候補者は、「1回は、『こんなものでどうでしょうか。』というような形で持って来てくれて、それで私自身は納得したのではなかったか。」、「ただその1回だけでというような形で断定されると困るが、私の今の記憶の範囲内というような形で捉えていただきたいと思う。」と説明している。

エ ポスター作成費の積算について、Bは、色校正等で作り直しになれば経費がかかって高くなると説明している。

オ Bが関係人調査後に作成して提出した書面には、岡林候補者及び横山候補者のポスター作成費内訳(両者同一内容)の中に「ポスター色校正(5版)(本機校正)4回414,477円」と記載されている。

#### (7) 請求人に対するBの発言内容等

請求人は、監査請求書の中で、請求人に対するBの発言内容等を記述している。それらについて、Bは関係人調査において、次のように述べている。

ア 平成20年3月5日の面談で、県から「貰えるお金だから構わない。」と述べたことについては、「そういうようなことは言ったと思う。あまりにしつこいので、こちらも嫌になって(そう言った)。素人の人に版下がどうのこうの言っても分らないと思ったので、投げやりになって言ったと思う。」と述べている。

イ 平成20年5月26日の電話での会話で、岡林候補者及び横山候補者の契約金額に関して、「悪いのは自分だけ。」、「こんな条例を作っている県の選管が悪い。」と言ったことについては、「言ったことは事実だ。」と述べている。そして、そう言ったのは、忙しい時期に何回も電話してくるので、「あまりにうるさい」からだったと述べている。

ウ 岡林候補者及び横山候補者のポスター作成費1枚当たり1,718円という単価に関して、請求人は「A社は同額を要しないことは十分認識」していたと述べている。

このことについて、Bは、「とにかく、ものすごくしつこく電話がかかり、・・・『高いと言うのなら高いかもしれない。とにかく(請求人の)思うように思ってくれ。』ということと、そういう返事もしたと思う。」と述べている。

#### (8) 監査対象機関の意見

監査対象機関は、陳述及び平成20年6月26日の委員監査において、本件監査請求に関して次のとおり述べている。

ア 公職選挙法では選挙運動費用の収支報告を義務付けており、候補者からは、今回のポスター作成費に係る記載を含む収支報告書が提出されている。この収支報告書への虚偽の記入には罰則も設けられているので、確認して出されていると受け止めている。また、収支報告書の修正等の申出はない。

イ 立候補予定者説明会において、他県で水増し請求などの問題が明らかになり有権者の厳しい目が向けられていること、公費で賄われる以上必要があれば契約内

容について有権者に説明できる必要があることなどを説明し、適正な契約をするよう注意喚起を行っている。

また、原稿作成、校正、手直し等の手間のかけ方によって金額は大きく異なってくるのが想定される。

そういったことで、基本的には適正な契約と推定するほかはなく、またそうすることが適当であると認識している。

ウ 契約において、業者がどれだけ利益幅をとれば不当利得となるかは、法令に定めがある場合は格別として、一般的には司法の場で判断されるべきものであると考えている。

エ 当課としては、請求人の主張に関わる事実を具体的に掌握できる立場にあるものでもなく、現状では、当課において不法行為の存否を確認し、損害賠償の要否を判断することは困難であると考えている。

## 2 監査委員の判断

請求人は、平成19年県議選候補者のうちの3人のポスターについて、作成費の請求に不正があり、県に損害を与えていると主張しているため、このことについて判断する。

### (1) 土森候補者のポスター作成について

#### ア ポスター作成費の高騰について

(ア) 請求人は、不正があった根拠として、平成19年県議選のポスター作成費が、平成15年と比較して約4.4倍になっていることをあげている。

このことについて、Bは、1-(4)のイのとおり、平成15年県議選は、すべて平成11年県議選のものを使用し、平成19年県議選では写真、デザイン等を新しいものにしたこと、演説会用に文字が違うだけのポスターを1,000枚作成したことにより平成15年のポスター作成費が低く抑えられたため、結果として平成19年は約4.4倍になったと説明している。

また、土森候補者も同様の趣旨の説明をしている。

(イ) 1-(4)のイのとおり、平成11年のポスターは選管に残っていないかった。

また、契約書にはポスターの仕様を添付するようにはなっていないし、県に提出される請求書に、材質、印刷費、デザイン料、撮影費等を明らかにするような書面が求められていないので、平成15年のポスター作成費に撮影費などが含まれていないかどうかを確認することはできなかった。

このため、平成11年と平成15年のポスターの写真、デザイン等が同じものかどうかについて、監査対象機関に保管されている書類では確認することができなかった。

(ウ) 土森候補者の平成11年、平成15年及び平成19年のポスター作成費を比較すると、1-(4)のアのとおり平成15年が著しく低い額となっている。

一方、平成7年のポスター作成費を見ると1枚当たり400円になっており、2回は同じ内容のものを使用するとの土森候補者の説明と符合している。

こうしたことからすれば、平成15年のポスターは、作成費が大幅に抑えられたとも考えられ、一概に、平成15年の額が通常の額であるとは言えないものと考えられる。

(エ) 別表のとおり、過去2回の県議選におけるポスター作成の契約金額を見ると、土森候補者以外にも、同一候補者のポスター作成費に大きな変動があることが認められる。

したがって、ポスター作成費に大きな変動があることは必ずしも特異な例ではないと言える。

(オ) 以上のことから、平成15年と比較して、平成19年のポスター作成費が約4.4倍になっていることを理由に、Bの請求に不正があるとは言えないものと考えられる。

### イ Bの発言について

請求人は、Bが不正請求をした事実を認めたと主張している。このことについて、1の(7)のとおり、聞き取り調査では、その本意はどうかであれ請求人の主張するような発言をBがしたと認められる。

しかし、Bは、請求人からあまりにも執拗に聞かれたためであり、発言は本意ではなかったと答えている。

このことについては、請求人とBとの間で、どのようなやりとりがあり、発言に至ったのかについて確認が困難である以上、Bの本意がいずれにあったのかを断定することは困難である。

### ウ 契約について

土森候補者は、Bが不正請求をするのを承知の上で契約を締結した、と請求人は主張している。一方、1-(4)のオのとおり、土森候補者は、正当な契約、取引であると述べている。

当該契約内容を見てみると、平成19年県議選でのポスター1枚の単価は限度額1,437円に対し1,050円となっている。

また、土森候補者及びBは、当初は1枚の単価を1,500円(消費税抜き)としていたが、その後1,000円(消費税込み1,050円)に契約変更したと述べている。このことについては、1-(4)のウのとおりであり、契約変更がなされたものと認められる。

請求人の主張するように、不正を承知で契約したとするならば、そのことと限度額を相当に下回る額まで減額したことは、一般的には、相容れないものである。

したがって、請求人の主張には無理があると言わざるを得ない。

エ 以上のことからすれば、土森候補者のポスター作成費に関して、不正があったとは認められない。

### (2) 岡林候補者のポスター作成について

#### ア 他の候補者との作成費の乖離について

請求人は、Bが不正に請求したとする具体的な根拠として、同一選挙区から立候補しA社以外でポスターを作成した2人の契約単価が315円と420円であることをあげている。

請求人の主張するように、岡林候補者及び横山候補者と上記2人の候補者のポスター作成費に極めて大きな差があることは、1-(5)のアのとおりである。

ところで、平成14年1月23日名古屋高裁判決(平成14年7月19日最高裁棄却により確定)が述べているように、「選挙に際してどのようなポスターを作成するかは、本来、候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきもの」であるとされている。

そうであるならば、材質、デザイン料、撮影費、色校正の回数等によって差が生ずることは自明のことであって、単に他の候補者よりも高い金額で契約したとしても、そのことが問題になることではない。

したがって、A社が他の候補者よりも著しく高い金額で岡林候補者と契約し、県にその代金を請求したとしても、このことが直ちに不正な請求になるとは言えないものと考えられる。

### イ ポスター作成費について

請求人は、Bが不正に請求したとする根拠は、1枚当たりの単価が1,718円を要し

ないことを承知しながら候補者が公費負担制度に不知であることに目を付けて、契約を締結したことでありと主張している。

しかしながら、単価が1,718円を要しないことを承知していたとする根拠は、同一選挙区から立候補しA社以外でポスターを作成した2人の契約単価との比較から出されたものであると認められる。

したがって、このことに理由がないことはAのとおりである。

ウ Bの発言等について

請求人は、Bが岡林候補者のポスター作成について、不正な金額を県に請求したことを認めたと主張しているが、このことについては(1)のイのとおりである。

なお、岡林候補者は関係人調査に同意しなかったため、請求人が主張する内容について確認することができなかった。

エ 以上のことから、岡林候補者のポスター作成費の請求に不正があったとまでは言えないものと考えられる。

(3) 横山候補者のポスター作成について

ア ポスター作成費の乖離について

請求人は、Bが不正に請求したとする根拠として、1枚当たりの単価が岡林候補者と同額の1,718円であること及びBが不正を認めたことをあげている。

このことについては、(1)のイ及び(2)のアで述べたとおりである。

イ ポスター作成費について

版下の作り直し、色校正等の回数については、1-(6)のウのとおり横山候補者は、1回は持ってきてくれたと述べている。ただし、確かな記憶ではなく、そのように断定できるものでもないとも説明している。

一方、1-(6)のオのとおり聞き取り調査の後にBが提出した書面では、本機校正4回と記載されており、横山候補者の説明内容と食い違っている。

当該書面では、本機校正の経費は1回当たり10万円を超え、4回合計で41万4,477円となりポスター作成費の63パーセントを占めている。しかも横山候補者だけでなく岡林候補者も全く同じ積算内容で本機校正を4回とし、ポスター作成費が横山候補者と同額になっている。

ところで、候補者にとって、ポスターは非常に重要なものであることは言うまでもないが、作成に当たって、本機校正を4回も行うということは一般にはまれであるとされている。

横山候補者の場合、聞き取り調査の中でも、ポスターの作成に当たって、本機校正を4回も行うほど特別な関心を持っていたとの発言は得られていない。そうすると、一回目に了解したのではないかという発言と合せて考えると、A社の積算内容には疑念の残るところである。

また、岡林候補者のポスターについても、本機校正は4回とされているが、岡林候補者に対する聞き取り調査が実施できていないものの、A社が作成した2人の候補者がいずれも本機校正を4回としていることについては、不自然さがぬぐい切れない。

しかしながら、本機校正の回数が、結果として作成費に大きな変動を生じさせることがあるとしても、Bと横山候補者との間で締結された契約書の内容は、687,200円で400枚のポスターを作成するというものであって、契約内容に校正の回数等が条件とされている訳ではない。

さらに、現実に候補者が了解して、ポスターを受領していることからすれば、契約の履行において契約違反があったとは言えない。

こうしたことから、本件ポスター作成費について本機校正の回数を4回としている

Bの説明と、横山候補者の説明が食い違っており、また、4回という本機校正の回数も不自然ではあるが、現行の制度においては、Bが不正を行ったと判断することは困難と言わざるを得ない。

以上のことから、Bが3人の候補者のポスター作成費を不正に請求したとの主張は認めることはできない。

よって、県が損害賠償請求を怠っているとの請求人の主張には理由がないものと判断する。

別表 ポスター作成の契約単価・契約金額（平成19年の作成枚数別）

| 作成枚数  | 候補者氏名   | 平成19年       |       |           | 平成15年 |       |           |
|-------|---------|-------------|-------|-----------|-------|-------|-----------|
|       |         | 選挙区名        | 契約単価  | 契約金額      | 作成枚数  | 契約単価  | 契約金額      |
| 250   | 山本 広明   | 黒潮町         | 1,850 | 462,500   | 600   | 750   | 450,000   |
| 280   | 森 まさのぶ  | 香南市         | 2,100 | 588,000   | 900   | 878   | 790,200   |
| 300   | 浜田 ひでひろ | 中芸          | 333   | 99,750    | 300   | 560   | 168,000   |
|       | きよとう 真司 | 香南市         | 500   | 150,000   |       |       |           |
|       | 中山 研心   | 南国市         | 567   | 170,100   |       |       |           |
|       | 斉藤 みつひこ | 中芸          | 2,310 | 693,000   |       |       |           |
| 330   | 上田 たきお  | 香南市         | 2,291 | 756,000   |       |       |           |
| 338   | 梶原 大介   | 香南市         | 520   | 175,760   |       |       |           |
| 350   | 西本 勝一   | 土佐清水市       | 420   | 147,000   |       |       |           |
|       | あさひな 利広 | 須崎市         | 480   | 168,000   | 350   | 450   | 157,500   |
| 360   | 谷本敏明    | 須崎市         | 833   | 300,000   | 400   | 1,695 | 678,000   |
| 400   | 森田 英二   | 土佐市         | 525   | 210,000   | 400   | 625   | 250,000   |
|       | ひぐち 秀洋  | 安芸市・芸西村     | 700   | 280,000   | 400   | 700   | 280,000   |
|       | 中内 桂郎   | 土佐市         | 735   | 294,000   | 400   | 656   | 262,500   |
|       | 川井 きくひろ | 長岡郡・土佐郡     | 1,188 | 475,000   |       |       |           |
|       | よこやま 浩一 | 土佐清水市       | 1,718 | 687,200   |       |       |           |
|       | 岡林 しんいち | 土佐清水市       | 1,718 | 687,200   |       |       |           |
| 450   | 植田 壮一郎  | 室戸市・東洋町     | 840   | 378,000   | 450   | 1,050 | 472,500   |
|       | 弘田 兼一   | 室戸市・東洋町     | 2,000 | 900,000   |       |       |           |
| 500   | 森 よしかず  | 土佐清水市       | 315   | 157,500   | 500   | 315   | 157,500   |
|       | 黒岩 直良   | 香美市         | 483   | 241,500   | 800   | 350   | 280,000   |
|       | 井上 自由   | 南国市         | 504   | 252,000   | 550   | 840   | 462,000   |
| 550   | 中西 さとし  | 徳毛市・大月町・三原村 | 352   | 193,600   | 550   | 404   | 222,200   |
|       | 浜田 正志   | 南国市         | 1,365 | 750,750   |       |       |           |
| 552   | 溝渕 たてお  | 南国市         | 1,600 | 883,200   | 500   | 840   | 420,000   |
|       | さわだ 幸子  | 南国市         | 1,600 | 883,200   |       |       |           |
| 598   | 式地 ひろただ | 長岡郡・土佐郡     | 893   | 533,715   | 300   | 1,700 | 510,000   |
| 600   | 田頭 文吾郎  | 四万十市        | 294   | 176,400   | 600   | 294   | 176,400   |
|       | 町田 いさく  | 香美市         | 620   | 372,000   |       |       |           |
| 602   | 米田 みのる  | 高知市         | 840   | 505,680   | 800   | 625   | 500,000   |
|       | 中根 さち   | 高知市         | 840   | 505,680   |       |       |           |
|       | きら 富彦   | 高知市         | 840   | 505,680   | 800   | 625   | 500,000   |
|       | つかじ さち  | 高知市         | 840   | 505,680   | 800   | 625   | 500,000   |
| 650   | ともり 正典  | 四万十市        | 1,050 | 682,500   | 650   | 236   | 153,563   |
| 652   | とみた 俊正  | 四万十市        | 1,437 | 936,924   |       |       |           |
| 700   | 上田 周五   | 吾川郡         | 175   | 122,500   |       |       |           |
|       | 池脇 純一   | 高知市         | 318   | 222,600   | 700   | 297   | 207,900   |
|       | 黒岩 正好   | 高知市         | 318   | 222,600   | 700   | 297   | 207,900   |
|       | 西森 まさかず | 高知市         | 318   | 222,600   | 700   | 297   | 207,900   |
| 800   | 坂本 茂雄   | 高知市         | 196   | 156,800   | 700   | 210   | 147,000   |
|       | ふたがみ 正三 | 徳毛市・大月町・三原村 | 368   | 294,400   | 700   | 393   | 275,205   |
|       | 西岡 寛八郎  | 吾川郡         | 800   | 640,000   | 800   | 1,069 | 855,200   |
|       | 沖本 としお  | 徳毛市・大月町・三原村 | 900   | 720,000   |       |       |           |
| 900   | 西森 潮三   | 高知市         | 800   | 720,000   | 800   | 800   | 640,000   |
|       | 岡林 あつし  | 高知市         | 930   | 837,000   |       |       |           |
| 1,000 | 武石 利彦   | 高岡郡         | 410   | 409,500   | 1,200 | 412   | 494,760   |
|       | 三石 文隆   | 高知市         | 788   | 787,500   | 1,000 | 966   | 966,000   |
|       | 高橋 とおる  | 高知市         | 920   | 920,000   |       |       |           |
| 1,100 | 国吉 たくじ  | 高知市         | 929   | 929,250   | 700   | 1,260 | 882,000   |
|       | ゆづき 健輔  | 高岡郡         | 81    | 88,935    | 1,100 | 129   | 141,750   |
|       | 佐竹 みちお  | 高岡郡         | 230   | 253,000   | 1,000 | 210   | 210,000   |
|       | えぶち 征香  | 高知市         | 850   | 935,000   | 1,000 | 1,050 | 1,050,000 |
|       | ふあーまー土居 | 高知市         | 900   | 990,000   |       |       |           |
| 1,200 | 大石 宗    | 高知市         | 274   | 329,175   |       |       |           |
|       | 元木 益樹   | 高知市         | 399   | 478,800   | 1,000 | 394   | 394,000   |
|       | 浜田 よしひこ | 高知市         | 800   | 960,000   | 900   | 900   | 810,000   |
|       | 桑名 りゅうご | 高知市         | 850   | 1,020,000 |       |       |           |
|       | 立田 やす   | 吾川郡         | 850   | 1,020,000 |       |       |           |
| 1,204 | 高野 光二郎  | 高知市         | 930   | 1,119,720 | 1,016 | 1,329 | 1,350,000 |
|       | 川竹 だいすけ | 高知市         | 930   | 1,119,720 |       |       |           |
| 1,300 | 田村 てるお  | 高岡郡         | 185   | 240,240   | 1,300 | 221   | 286,650   |

注 1 「中芸」は、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村を示す。  
 2 平成15年は、平成19年とは選挙区の区分が異なっている。  
 3 単価は、小数点以下第一位を四捨五入している。